

暴行事件に関する初公判（2024年2月22日）

2024年2月22日

2022年2月22日、暴行事件に関し宇津慎史容疑者、及び、宇津雅美容疑者の初公判が開かれた。

冒頭陳述に対し、宇津慎史容疑者も宇津雅美容疑者も罪状許認に関しては「留保」という立場を示しましたが、宇津慎史容疑者は「間違っているところはないと思いますが、認否を留保します。」と述べており、実質的には罪状を認めた発言をしていた。

また両容疑者は、他の利用者への暴行罪でも既に起訴されており、今後、裁判で審理される予定。

（考察）

ABC ニュース(2024年2月22日)の記事において以下のように記載

22日の初公判で慎史被告は起訴内容について「間違っているところはないと思いますが、留保します」と述べ、2人とも認否を留保しました。

また本事件に関する弁護士の発言は、暴行を受けた子は他害の特性があり、その特性で他害が発生した事による対応としての暴行であったとのニュアンスのものであった。

しかしこの発言は、子供の発育に必要なこと、さらには重度知的障害の根本的な特性を理解していないことに起因すると思われ、悠生君の親としてはかなりの違和感を覚えた。宇津兄弟(宇津慎史容疑者、宇津雅美容疑者)は長年、障害児を扱っていたにも関わらず、根本的な障害児教育を理解しておらず、経済にのみ興味を持っていたのであろうと考えさせられた。

根本的に定型児と重度知的障害児では暴力を受けた時の考え方に違いがある。

通常、定型児であれば自分がした行動の何が問題であり、その問題と自分が受けた暴力との関係が結びついてくる。従って今後、自分が暴力を受けないようにするためには、自分の行動を改める必要があると認知する。この認知のさせ方自体も非常に高圧的であり、子供に恐怖を覚えさせる方法であるため多くの倫理的問題がある。このような状況で育った子供は、相手が悪いと主観的に捉えた時、暴力に訴える可能性が高くなる傾向にある。

重度知障害児が暴力を受けた時には、さらに状況は複雑になる。大人から暴力を受けても重度知的障害児には自分のしたどの行動が大人を怒らせ、それが今、自分が受けている暴力

に結ぶついているとは理解できない事が多い。そのような状況を体験した子供たちには恐怖体験のみが残る。そのため、自分の感情に暴力行為が支配されたてしまう。自分が気に入らないことがあると、その気持ちを他者に対して暴力という形で示すことは良いことだと認知してしまう可能性がある。従って、定型児以上に教育として暴力を使ってはいけない。

さらには冒頭陳述に関して以下のように報道されている。

関西テレビ[2024年2月23日]の記事では、

検察は冒頭陳述で「被害者からひっかかれるなどして立腹し犯行に及んだ」と指摘しました。

NHK[2024年2月23日]の記事では、

検察は冒頭陳述で、「子供から物を投げられたことなどに腹を立てて犯行に及んだ。子どもは重度の障害のため被害を申告することができず、その後も施設に通うことを余儀なくされた」などと主張しました。

朝日新聞デジタル[2024年2月23日]の記事では、

起訴状によると、2人は昨年2～3月、施設内で通所者の男子高校生の頭を殴ったり、足を蹴ったりする暴行を繰り返したなどとされる。検察側は冒頭陳述で、被告らが男子高校生から引っかけられたり、物を投げつけられたりしたことに立腹し、暴行を加えたと主張した。

この冒頭陳述内容が真実であるのであれば、宇津兄弟(宇津慎史容疑者及び、宇津雅美容疑者)は教育のためではなく(そもそも暴力を教育のために使ったのであれば、保護者に説明していない状態である事の説明がつかない)、自分の感情に任せて暴行をはたらいた事になる。それも日常的に感情に任せた暴力を繰り返していた。

YTV[2023年12月27日]

別の利用者に暴行を加えたなどとして逮捕された事件で、警察はさらに利用者への17件の暴行について施設の代表の男らを追走致しました。

(中略)

慎史容疑者は「施設で働くにあたって、言うことを聞かない利用者がいたら暴力をふるうのは日常なことだと思っていた」などと供述しているということです。

YTV[2024年2月22日]

頭や顔を殴ったり、頭を壁や床に打ち付けたりしたほか、バランスボールを顔に投げつ

けたり、頭突きをしたりしたなどとされていて、施設の防犯カメラには日常的な暴力の様子が記録されていたということです。

慎史被告は逮捕前の警察の調べに対し、「言うことを聞かない利用者に暴力をふるうのは日常なことだった」などと話していました。